

長野県男女共同参画審議会について

県民文化部人権・男女共同参画課

1 設置の根拠（男女共同参画社会づくり条例第 33 条）

男女共同参画社会づくりに関する重要事項を審議するため、男女共同参画審議会を設置する。

2 審議事項（条例第 34 条）

知事の諮問に応じて下記の事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項
- (3) 男女共同参画社会づくりの推進状況に関する事項
- (4) その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項

3 組 織（条例第 35 条）

- (1) 委員は 15 人以内で組織する。
- (2) 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員の改選について

- (1) 委嘱期間
2 年間（平成 31 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの予定）
- (2) 本年度審議会開催予定
3 回（第 5 次長野県男女共同参画計画策定に関する検討を予定）

（参考）

○これまでの開催状況（審議内容）

H26 年度	3 回	（第 4 次長野県男女共同参画計画策定）
H27 年度	2 回	（第 4 次長野県男女共同参画計画策定）
H28 年度	1 回	（施策の取組状況、推進状況）
H29 年度	1 回	（施策の取組状況、推進状況）
H30 年度	1 回	（施策の取組状況、推進状況）